

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる翌日が休日は、その日)

目次

◇告示字の区域の変更(二件)(市町村振興課)
土地改良法による換地処分(二件)(農村整備課)

告示

鳥取県告示第一百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る智頭地区第六工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西尾邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成八年十月十五日現在の地番による。)
大字西宇塚字清	大字西宇塚字風呂屋谷九の一、一〇の一
水呂屋谷	大字西宇塚字花井皆地の一八の一、一九の一の一部、二〇の一部、二〇次一、二二の一部、二三の一部、三一の三の一部、三一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字西宇塚字風	大字西宇塚字風呂屋谷のうち九の一、一〇の一以外の区域
大字西宇塚字花	大字西宇塚字花井皆地のうち一八の一、一九の一の一部、二〇の一部、二〇の次一、二二の一部、二三の一部、三一の三の一部、三一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
井皆地	大字西宇塚字横烟ヶのうち六九の一及びこれと一体をなす国有地並びに六八の一、六九と一体をなす国有地以外の区域
大字西宇塚字横	大字西宇塚字横烟ヶ六九の一及びこれと一体をなす国有地並びに六九と一体をなす国有地の一部
烟ヶ	大字西宇塚字横木谷口のうち七〇の一の一部以外の区域
木谷口	大字西宇塚字横木谷口のうち八四の一の一部、八四次二の一部、八六から八八までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字西宇塚字柄	大字西宇塚字横烟ヶ六八の一、六九と一体をなす国有地
皆地	大字西宇塚字柄木谷口七〇の一の一部
大字西宇塚字広	大字西宇塚字広皆地八四の一の一部、八四次二の一部、八六から八八までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字西宇塚字横	大字西宇塚字横烟ヶ六八の一、六九と一体をなす国有地
大字西宇塚字柄木谷口九一、九四と一体をなす国有地の一部	大字西宇塚字広皆地のうち八四の一の一部、八四次二の一部、八五の一部、八六から八九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字西字塚字柿 木谷口	大字西字塚字広皆地八五の一の一部、八七の一の一部、八九の一の一部 大字西字塚字柿木谷口のうち九一、九四と一体をなす国有地の一 部以外の区域
大字西字塚字岡 城	大字西字塚字岡城のうち一五三の一と一体をなす国有地の一部以 外の区域
大字西字塚字岡 城谷	大字西字塚字岡城谷一七九の一の一部、一七九の二の一部 大字西字塚字岡城一五三の一と一体をなす国有地の一部
大字西字塚字五 輪田	大字西字塚字岡城谷のうち一七九の一の一部、一七九の二の一部 以外の区域 大字西字塚字五輪田のうち二三二の一の一部、二三二の二の一部、二三 二の三から二三二の三まで、二三三の一部、二三四の一部、二三 五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字西字塚字馬 橋	大字西字塚字五輪田のうち二三二の一の一部、二三二の二の一部、二三 二の三、二三四の一部、二三四の二、二三五の一部、二三六 の一の一部、二三六の二、二三七の一部、二三六の二、二三 七の一部、二三七の二、二三七の五、二三七 の七、二三七の八、二三八の一の一部、二三八の二の一部及びこ れらと一体をなす国有地
大字西字塚字馬 橋	大字西字塚字山崎前二五〇の一の一部、二五一の三、二五一の一 の一部 大字西字塚字馬橋のうち二三七の一、二三七の一、二三七の五、 二三七の七、二三七の八、二三八の一、二三八の二、二三九の一、 二三九の二、二三〇の一、二三〇の二及びこれらと一体をなす国 有地以外の区域
大字西字塚字大 將軍	大字西字塚字山崎前二五〇の二の一部、二五一の三、二五一の一 の一部 大字西字塚字馬橋のうち二三七の一、二三七の一、二三七の五、 二三七の七、二三七の八、二三八の一、二三八の二、二三九の一、 二三九の二、二三〇の一、二三〇の二及びこれらと一体をなす国 有地以外の区域

大字西字塚字山 崎前	大字西字塚字大將軍二三一の一の一部、二三一の二の一部、二三 一の三、二三四の一部、二三四の二、二三五の一部、二三六 の一の一部、二三六の二、二三七の一部、二三六の二、二三 七の一部、二三七の二、二三八及びこれらと一体をなす国有 地
大字西字塚字山 崎	大字西字塚字山崎前二四四の一の一部、二五〇の一の一部、 二五一の三、二五二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 以外の区域 大字西字塚字山崎前二五〇の二の一部、二五〇の二の一部、 二五一の三、二五二の一部及びこれらと一体をなす国有地 以外の区域 大字西字塚字山崎前二五〇の二の一部、二五〇の二の一部、 二五一の三、二五二の一部及びこれらと一体をなす国有地 以外の区域
大字西字塚字山 地	大字西字塚字中村二七九の一の一部、二八〇の一の一部、二八〇の二 の一の一部、二八三の二の一部、二八三の五の一部、二八四の一 部 大字西字塚字山崎前二四四の一の一部及びこれと一体をなす国有 地
大字西字塚字山 崎	大字西字塚字山崎のうち二七四の二の一部、二七五の一の一部、 二七七の三の一部、二七八の一から二七八の三までの一部以外の 区域 大字西字塚字中村二七九の一の一部、二八〇の一の一部、二九四の三 の一部及びこれらと一体をなす国有地

				大字西字塚字中村
				大字西字塚字山崎二七四の二の一部、二七五の一の一部
				大字西字塚字中村のうち二七九の一部、二八〇の一の一部、二八〇の二の一部、二八三の二の一部、二八三の五の一部、二八四の一部、二八八の一の一部、二八八の二の一部、二九四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八九、二九〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
				大字西字塚字水落一九五の一三、三一五の一、三一五の六、三一六の二から三一六の四まで、三一七の三、三一七の四及びこれらと一体をなす国有地
				大字西字塚字瓜屋前三四一の一の一部、三四二の一の一部
				大字西字塚字水落のうち二九五の一三、三一五の一、三一五の六、三一六の二から三一六の四まで、三一七の三、三一七の四、三一八、三一八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
				大字西字塚字石敷のうち三一九の一の一部、三三三一の一の一部、三三一の一、三三五の一の一部、三三五の一、三三六の一部、三三三六の一、三三七、三三八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
				大字西字塚字中村二八八の一の一部、二八八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八九、二九〇の一と一体をなす国有地の一部
				大字西字塚字石敷三一九の一の一部、三三三一の一の一部、三三五の一の部、三三五の一、三三六の一部、三三三六の一、三三七、三三八及びこれらと一体をなす国有地
				大字西字塚字瓜屋前のうち三四一の一の一部、三四二の一の一部、三四四の一、三四五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三五一の二、三五一の一、三五三一、三五四の一、三五四の二、

		三五四の五、三五五、三五六、三五六の一、三六〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
	大字西字塚字瓜屋三八六の五	大字西字塚字岡ノ河原四二〇の一の一部、四二〇の二の一部
田	大字西字塚字瓜屋前二四四の七、三四五の二及びこれらと一体をなす国有地	大字西字塚字水落三二八、三三八の一及びこれらと一体をなす国有地
大字西字塚字大	大字西字塚字瓜屋のうち三八六の五以外の区域	大字西字塚字岡ノ河原のうち四二〇の一の一部、四二〇の二の一部
外の区域	大字西字塚字瓜屋上三五四の二、三五四の一、三五三次一、三五四の一、三五四の三、三五四の五、三五五、三五六、三五六の一、三六〇の二と一体をなす国有地の一部	大字西字塚字瓜屋前二五一の二、三五一の一、三五三次一、三五四の一、三五四の二、三五四の三、三五四の五、三五五、三五六、三五六の一、三六〇の二と一体をなす国有地の一部
田	大字西字塚字クマノ内全域	大字西字塚字瓜屋上四三四の一部、四三六の一部、四三八の一部、四五二の一部、四五三、四五四の一部、四五四の一、四五及びこれらと一体をなす国有地
大字西字塚字大	大字西字塚字大田五二四の一、五二六の三、五二九の一	大字西字塚字瓜屋上四三四の一部、四三六の一部、四三八の一部、四五二の一部、四五三、四五四の一部、四五四の一、四五五及びこれらと一体をなす国有地
外の区域	大字西字塚字大田のうち五二四の一、五二六の三、五二九の一	大字西字塚字中河原五三九、五四〇の一及びこれらと一体をなす国有地

大字西宇塚字中河原	大字西宇塚字中河原のうち五三九、五四〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字西宇塚字吉ケ谷口	大字西宇塚字吉ケ谷口のうち五九八、五九九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
モン所	大字西宇塚字吉ケ谷口五九八、五九九の一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字西宇塚字ケモン所の全域
大字西宇塚字野保志原六二一の一部	大字西宇塚字野保志原六二一の一部
大字西宇塚字野保志原のうち六二一の一部及びこれと一体をなす国有地	大字西宇塚字野保志原のうち六二一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字西宇塚字下モ河原	大字西宇塚字下モ河原のうち三の五、三の六、四の三、五の二、五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
橋	大字東宇塚字馬橋の全域
大字東宇塚字追河内	大字東宇塚字追河内のうち六四の一部、六五の一の一部、六五の二、六五の三、六六の一の一部、六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
尾	大字東宇塚字高尾のうち七八、七九の二の一部
大字東宇塚字高尾	大字東宇塚字高尾のうち七八、七九の二の一部、八二の二の一部、八六の一の一部、八六の三の一部、八七、八七の一、八八及びこ

大字東宇塚字休ミ	大字東宇塚字休ミの全域
大字東宇塚字休	大字東宇塚字高尾八二の二の一部、八六の一の一部、八六の二の一部、八七、八七の一、八八及びこれらと一体をなす国有地
田	大字東宇塚字土居ノ前一七五の一から一七五の三まで、一七六の五、一七六の六、一八四の五及びこれらと一体をなす国有地
居ノ前	大字東宇塚字土居ノ前のうち一七五の一から一七五の三まで、一七六の五、一七六の六、一八四の五及びこれらと一体をなす国有地
橋	大字東宇塚字中田の全域
大字東宇塚字中	大字東宇塚字中尾口五〇六の二、五〇八の三
田	大字東宇塚字堂皆地のうち三一二の一部、三三〇の二の一部、三八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三七、三三九と一体をなす国有地の一部以外の区域
居ノ前	大字東宇塚字堂皆地三三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
橋	大字東宇塚字屋敷皆地のうち三四五の一部、三四六の一部、三四八の二の一部、三六七の二の一部
大字東宇塚字屋敷皆地	大字東宇塚字屋敷皆地のうち三四五の一部、三四六の一部、三四八の二の一部、三六七の一の一部、三六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
地	大字東宇塚字屋敷皆地三三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字東宇塚字屋敷	大字東宇塚字屋敷皆地三三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字東宇塚字屋敷皆地	大字東宇塚字屋敷皆地三三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字東宇塚字屋敷皆地	大字東宇塚字屋敷皆地のうち三四五の一部、三四六の一部、三四八の二の一部、三六七の一の一部、三六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字東宇塚字屋敷皆地	大字東宇塚字萩原三八六の一部、三八七の一部、三八八の一部、三八九から三九一まで、三九二の二から三九二の四

			までの一部
大字東宇塚字門 以後	大字東宇塚字堂皆地三三八の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三三七、三三九と一体をなす国有地の一部	大字東宇塚字門	大字東宇塚字堂皆地三三八の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三三七、三三九と一体をなす国有地の一部
大字東宇塚字萩	大字東宇塚字屋敷皆地三六七の一の一部、三六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字東宇塚字門以後のうち三七五の一部、三七六の一部、三七七の一部、三七七の一の一部、三八二の一部、三八三から三八五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字東宇塚字屋敷皆地三六七の一の一部、三六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字東宇塚字萩原	大字東宇塚字タイ田一四二の一部	大字東宇塚字萩原のうち三八六から三八八までの一部	大字東宇塚字タイ田一四二の一部
大字東宇塚字萩原	大字東宇塚字屋敷皆地三六七の二と一体をなす国有地の一部	大字東宇塚字門以後三七五から三七七までの一部、三七七の一の一部、三八三の一部、三八四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八五と一体をなす国有地の一部	大字東宇塚字屋敷皆地三六七の二と一体をなす国有地の一部
大字東宇塚字大カゲ	大字東宇塚字萩原四〇七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四〇八、四一二と一体をなす国有地の一部	大字東宇塚字大カゲ四二九の一部及びこれと一体をなす国有地	大字東宇塚字萩原四〇七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四〇八、四一二と一体をなす国有地の一部
大字東宇塚字大カゲ	大字東宇塚字萩原四〇三の一部、四〇七の一部	大字東宇塚字大カゲ四二九の一部	大字東宇塚字萩原四〇三の一部、四〇七の一部

大字河津原字小 谷口	大字河津原字尾崎	大字河津原字大カゲのうち四二九の一と一体をなす国有地の一部 以外の区域
大字河津原字山 尻口	大字河津原字川尻	大字東宇塚字中尾口のうち五〇六の二、五〇八の三以外の区域
大字河津原字山 尻	大字河津原字川尻のうち五の二の一部、二二の一、二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八の一、二三、二五の二から二五の四まで、二七、二八、三三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字東宇塚字中尾口のうち五〇六の二、五〇八の三以外の区域
大字河津原字山 口	大字河津原字山口四二の一部、四二の二の一部	大字河津原字山口四二の一部、四二の二の一部
大字河津原字山 口	大字河津原字山口四二の一部、四二の二の一部	大字河津原字山口のうち四二の一部、四二の二の一部以外の区域
大字河津原字尾崎	大字河津原字尾崎八八合併の一部、八九の一部、九二の一部	大字河津原字尾崎八八合併の一部、八九の一部、九二の一部
大字河津原字尾崎	大字河津原字スゲ谷口二九一の三	大字河津原字スゲ谷口二九一の三
大字河津原字尾崎	大字河津原字川尻五の一の一部、二二の一の一部、二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八の一、二三、二五の二から二五の四まで、二七、二八、三三の三と一体をなす国有地の一部	大字河津原字川尻五の一の一部、二二の一の一部、二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八の一、二三、二五の二から二五の四まで、二七、二八、三三の三と一体をなす国有地の一部
大字河津原字尾崎	大字河津原字尾崎一五の一、一五の二及びこれらと一体をなす国有地	大字河津原字尾崎一五の一、一五の二及びこれらと一体をなす国有地

大字河津原字河津原 津原	大字河津原字小谷口のうち一三九の五、一四三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字河津原字小谷口一三九の五、一四三の一と一体をなす国有地の一部	大字河津原字河津原のうち一六二の五の一部、一六二の六、一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字河津原字水落	大字河津原字河津原のうち一六二の五の一部、一六二の六、一六三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七四、一七四の一部、一七五、一七六と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字河津原字水落一八六の一の一部、一八六の二の一部、一八七の一の一部	大字河津原字河津原一七四、一七四の一、一七五、一七六と一体をなす国有地の一部
大字河津原字水落一八六の二の一部、一八六の二の一部、一八七の一の一部以外の区域	大字河津原字マア谷一九六及びこれと一体をなす国有地の一部
大字河津原字マア谷一九六及びこれと一体をなす国有地の一部	大字河津原字マア谷のうち一九六、一二〇一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字河津原字ア谷	大字河津原字マア谷一九六及びこれと一体をなす国有地の一部
大字河津原字ケモドコ	大字河津原字マア谷のうち一九六、一二〇一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字河津原字スゲ谷口	大字河津原字スゲ谷口のうち二九一の三以外の区域

鳥取県告示第二百二十四号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日南町が行う土地改良事業に係る神戸上地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成八年十月一日現在の地番による。）
神戸上字キロ原	神戸上字キロ原のうち一〇一八から一〇三二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神戸上字上ハノ口	神戸上字キロ原一〇二八から一〇三二まで及びこれらと一体をなす国有地
神戸上字原林	神戸上字上ハノ口の全域
神戸上字原林三〇一四の一部	神戸上字原林のうち三〇一四の一部以外の区域

鳥取県告示第二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る智頭地区第六工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る神戸上地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次